

令和6（2024）年度かしわざき三園めぐりツアー助成金募集要項

令和6（2024）年4月1日

柏崎観光誘客促進事業実行委員会

（事務局：柏崎市産業振興部商業観光課）

市内三庭園（松雲山荘、秋幸苑（飯塚邸）及び貞観園）を中心としたツアーの誘致を促進することを目的とし、令和6（2024）年度かしわざき三園めぐりツアー助成金（以下「助成金」という。）の内容やその交付の手順に関する事項を以下のとおり定めます。

1 対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者、かつ、日本国内の事業者とします。

ただし、自己又は自社の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者としてします。

2 対象期間

令和6（2024）年5月1日～11月30日

この間に行われるツアー及びそのツアーの広報費用が助成の対象となります。

3 助成額

ツアー行程及び広報費用実績によります（下表のとおり）。

区分	要件（誘致するツアーの内容）	単価（定額）（※2）
必須要件	三庭園のうち2か所以上利用（※1）	
選択要件 （いずれか1つ）	① 市内飲食店で1食以上。	1,500円/人
	② 市内宿泊施設を宿泊利用、かつ、市内で2食以上（飲食店又は宿泊施設での食事に限る。）	4,500円/人
	③ 市内宿泊施設を宿泊利用、かつ、市内で1食以上（飲食店又は宿泊施設での食事に限る。）	3,000円/人
加算要件	市内飲食店（宿泊施設以外）で2食以上	1,500円/人

※1 ツアー企画・成約後、施設側の都合等のやむを得ない事由により1か所のみ訪れることとなった場合は、必須要件を満たしたものとみなすことができます。

※2 ぎおん柏崎まつり海の大花火大会を観覧するツアーの場合、選択要件の助成単価を上表の額の1/2とします。

区分	要件（対象経費）	金額（実績に応じて決定）
広報費用	本助成金を活用するツアーの広報に要した費用 （消費税額を除き、10/10。）	上限30,000円/期

（広報費用助成に関する留意点）

- ・ 令和6（2024）年4月1日以降に実施した広報に限ります。
- ・ 四半期ごとに1回のみ申請が可能です。
- ・ ツアーを催行しなかった場合は、対象外となります。
- ・ 複数のツアーを掲載する広報媒体の場合、広報費用をその掲載数で除したものを対象経費とします（1円未満切捨て）。
- ・ 実績報告時、広報媒体等の参考資料及び広報に要した経費を証するものの添付が必要です。

4 助成の上限

予算の範囲内

5 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い

複数の旅行会社が連携して1つのツアーを企画する場合、その中の代表となる者が助成金を申請するものとします。なお、この場合において旅行会社間の助成金の配分及び取扱いは、その旅行会社間において協議・決定するものとします。

6 助成金の申請方法

(1) 計画書（様式1）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

旅行実施日の原則14日前までに、次の書類を添付して事務局に提出してください。

ア 旅行行程の確認書類（食事場所、宿泊施設、特産品等販売施設、観光施設、商品販売価格等を明記した企画書等）

イ その他、事務局が必要と認める書類

(2) 計画書の受領通知（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに計画書の内容を審査し、様式2により予算配分枠を通知します。

当該通知後、他のツアーの実績によって、予算に残額が生じた場合は、その範囲で申請額まで助成することがあります。

(3) 計画書の変更・取消（旅行会社 ⇒ 事務局）

様式2による通知を受けた後、内容を変更（参加人数の減等、軽微な変更を除く。）又は取消をしようとする時は、事務局に御連絡ください。

(4) 実績報告兼請求書（様式3）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

ツアー実施後30日以内に、次の書類を添付して事務局に提出してください。

ア 旅行行程の確認書類（(1)に添付したものと変更がなければ省略可）

イ 実施日、参加人数を確認できる書類

ウ 広報媒体等の参考資料（チラシ・広告紙面等）及び広報に要した経費を確認できる書類（広報費用支援にかかる助成金を請求する場合）

エ その他、事務局が必要と認める書類

(5) 助成金の支払（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに実績報告兼請求書の内容を審査し、15日以内に支払う予定です。

7 その他（柏崎市内旅行会社との連携）

柏崎に接点の少ない市外・県外の旅行会社のため、地元（柏崎市内）の旅行会社がコーディネート役を担う体制を用意しています。

（この場合、「5 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い」のとおりです。）

本助成金の活用を検討する場合、柏崎市内旅行会社との連携を検討する場合、いずれも以下の問合せ先に気軽に御連絡・御相談ください。

<書類の提出方法・問合せ先>

提出方法	E-Mail（郵送・持参も可）
提出先・ 問合せ先	〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 柏崎市産業振興部商業観光課（柏崎観光誘客促進事業実行委員会事務局） 担当：清水 TEL：0257-21-2334 E-Mail：shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp ※ 郵送の場合、括弧書き部の記載は不要です。